

令和5年2月13日

一般の中小企業退職金共済制度における
退職金額の水準の検討について

労働政策審議会
勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

当部会は、一般の中小企業退職金共済制度（以下「一般中退」という。）に関し中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条に基づく検討（以下「財政検証」という。）を行ったところであるが、検討の結果取りまとめた当部会の意見は下記のとおりである。

記

1 一般中退は、単独では退職金制度を設けることが困難な中小企業のための簡便で加入が容易な社外積立型の退職金共済制度であり、制度創設以来、多くの中小企業に活用され、その従業員に退職金を支給してきた。

このような性格を有する一般中退は、中小企業に退職金制度を確保するための中心的で重要な制度であり、今後とも、長期的に安定した制度として維持していくことが必要である。

2 一般中退における当面の予定運用利回り及び付加退職金の取扱いに関する当部会の基本的な考え方は、以下のとおりである。

(1) 低金利の環境下で国内債券の利回りが現行の予定運用利回り1%を割り込んでいる現状では、確定利回り資産だけでは予定運用利回りの達成は困難である。そのため、株式等のリスク性資産によって利回りを補う構造となることから、制度の安定のために、資産の保有するリスクに見合った水準の剩余金（以下、「剩余金の目標水準」という。）を有することが必要となる。

この剩余金の目標水準については、財政検証の最長サイクルである5年間の財政シミュレーションにおいて下位1%の確率で想定される損失額である5,400億円に設定することが適当である。

(2) 一般中退の予定運用利回りについては、現状、足下の剩余金が剩余金の目標水準におおむね達していることを踏まえ、加入者に

とっての魅力も考慮し、現行の1%を維持することが望ましい。

(3) 利益が生じた場合にその半分を付加退職金に充てることを基本としている現行の付加退職金の取扱いは、運用実績の振幅が大きい現在の環境下においては、資産を減少させる効果があり、一般中退の財政の安定性を損なわないような取扱いに見直すことが適当である。

3 以上を踏まえ、当面、一般中退における剩余金の積立て及び付加退職金の支払いについては、以下のとおりとすることが適当である。

(1) 前々年度の決算における累積剩余金の額の5,400億円に対する不足額（累積剩余金が5,400億円を超過している場合は0とする。）を、各年度の前年度から2027（令和9）年度までの残存年数（例：2023（令和5）年度の付加退職金の場合は「5」、2024（令和6）年度の付加退職金の場合は「4」）で除した値を各年度における目標額（以下「単年度目標額」という。）とする。

(2) 利益の見込額が単年度目標額以下であるときは、全て剩余金として積み立てる。

(3) 利益の見込額が単年度目標額を上回りその2倍に相当する額以下であるときは、当該利益の見込額のうち単年度目標額に相当する額を控除しこれを剩余金として積み立て、残額を付加退職金に充てる。ただし、当該付加退職金に充てる額が、前々年度の決算における累積剩余金の額に0.01を乗じた額を超える場合は、その超えた分は剩余金として積み立てる。

(4) 利益の見込額が単年度目標額の2倍に相当する額を上回るときは、当該利益の見込額の2分の1に相当する額を剩余金として積み立て、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。ただし、当該付加退職金に充てる額が、前々年度の決算における累積剩余金の額に0.01を乗じた額を超える場合は、その超えた分は剩余金として積み立てる。

4 今回の付加退職金の取扱いの見直しの効果を見極めた上で、次回の財政検証で付加退職金制度について改めて検討を行うことが適当である。

なお、今後、金融・経済情勢の急激な変化により財務状態に大幅な変化が生じた場合等には、必要に応じ、次回の財政検証の時期を柔軟に検討することが適当である。